

**志賀町 買取型復興公営住宅整備事業**  
**[志賀地域その2]**

**提出書類説明書(様式集)**

令和8年4月

志賀町

## 第1 基本事項

本提出書類説明書(以下「様式集」という。)は志賀町買取型復興公営住宅整備事業(以下「本事業」という。)の実施に当たり、応募者が提出書類を作成するために必要な事項及び様式等を示したものである。

本様式集は、本事業における事業者募集要領、事業者からの質問に対する回答、町が配布するその他の資料と一体のものとして取り扱う。

なお、本様式集で使用する用語の定義は、別に定める志賀町買取型復興公営住宅整備事業実施要項の規定による。

## 第2 提出書類の作成要領

### 1 提出書類の作成

- (1) 応募者は、以下の事項及び各様式に記載された注意書きに従って、本様式集に定める必要書類を作成すること。
- (2) 提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとする。

### 2 提出書類の体裁・提出部数

- (1) 本事業に関する説明会に参加を希望する場合は「事業者募集要領等に関する説明会参加申込書」(様式1-1)に必要事項を記入し、電子メールにて提出すること。
- (2) 本事業に関する参加表明への質問がある場合は「参加表明に関する質問書」(様式1-2)に記入し、電子メールにて提出すること。
- (3) 本事業に関する事業者募集要領等への質問がある場合は「事業者募集要領等に関する質問書」(様式1-3)に記入し、電子メールにて提出すること。
- (4) 本事業への参加の表明をする場合は、各様式(様式2-1から様式2-9)の正本を1部用意し、簡易書留郵便又は持参により提出すること。
- (5) 提案書等に記載の提案内容は、具体的かつ簡潔な表現とすること。  
なお、必要に応じて、着色や図表・イラスト、概念図等を用いても構わない。
- (6) 提案書等に記載する文字の大きさは、原則10ポイント以上とすること。  
ただし、図表の説明等やむを得ない場合はこの限りでない。
- (7) 提案書等の余白は、左側(綴じ代側)は20mm以上、その他は15mm以上設けること。  
ただし、様式番号、応募者番号欄、ページ番号等はこの限りでない。
- (8) 提案書等は、A4版・縦使いを原則とし、左側綴じとすること。  
A3版を用いる場合は、横使いZ折とし、A4版に綴じ込むこと。
- (9) 提案書の提出部数は、正本1部、副本1部を簡易書留郵便又は持参により提出すること。  
なお、各様式(様式3-1から様式3-6)は、Microsoft Word 及び Adobe PDF 形式による電子ファイルでも提出すること。(CD・DVD等のディスク媒体により提出。)
- (10) 各様式右上の参加者番号欄は事務局が記載するので、参加者は記載しないこと。

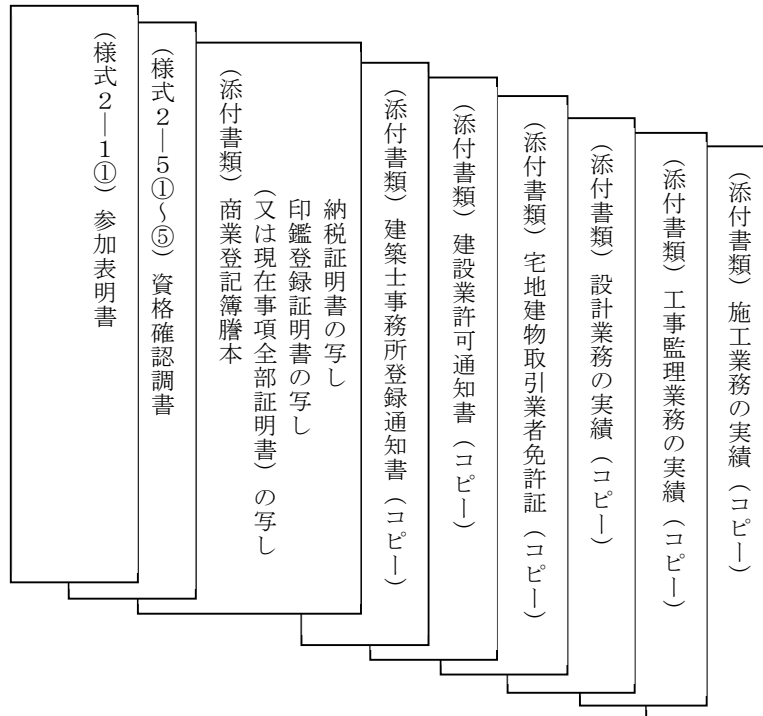
### 3 参加者を特定できる記載事項の禁止

- (1) 提出書類の提案書(様式3-2、様式3-3①、様式3-3②、様式3-3③、様式3-3④、様式3-3⑤、様式3-4①、様式3-4②、様式3-5、様式3-6)の作成にあたっては、審査の客観性を確保するため、応募者(構成事業者を含む。)を特定できるような表示(名称、商号その他これらに類するもの)は、一切付さないこと。
- (2) 提案書に町が指定する書類以外の書類又は資料の添付等があった場合には、その書類及び資料を提案書から除くとともに、悪質と判断される場合には、その応募者を失格とする。

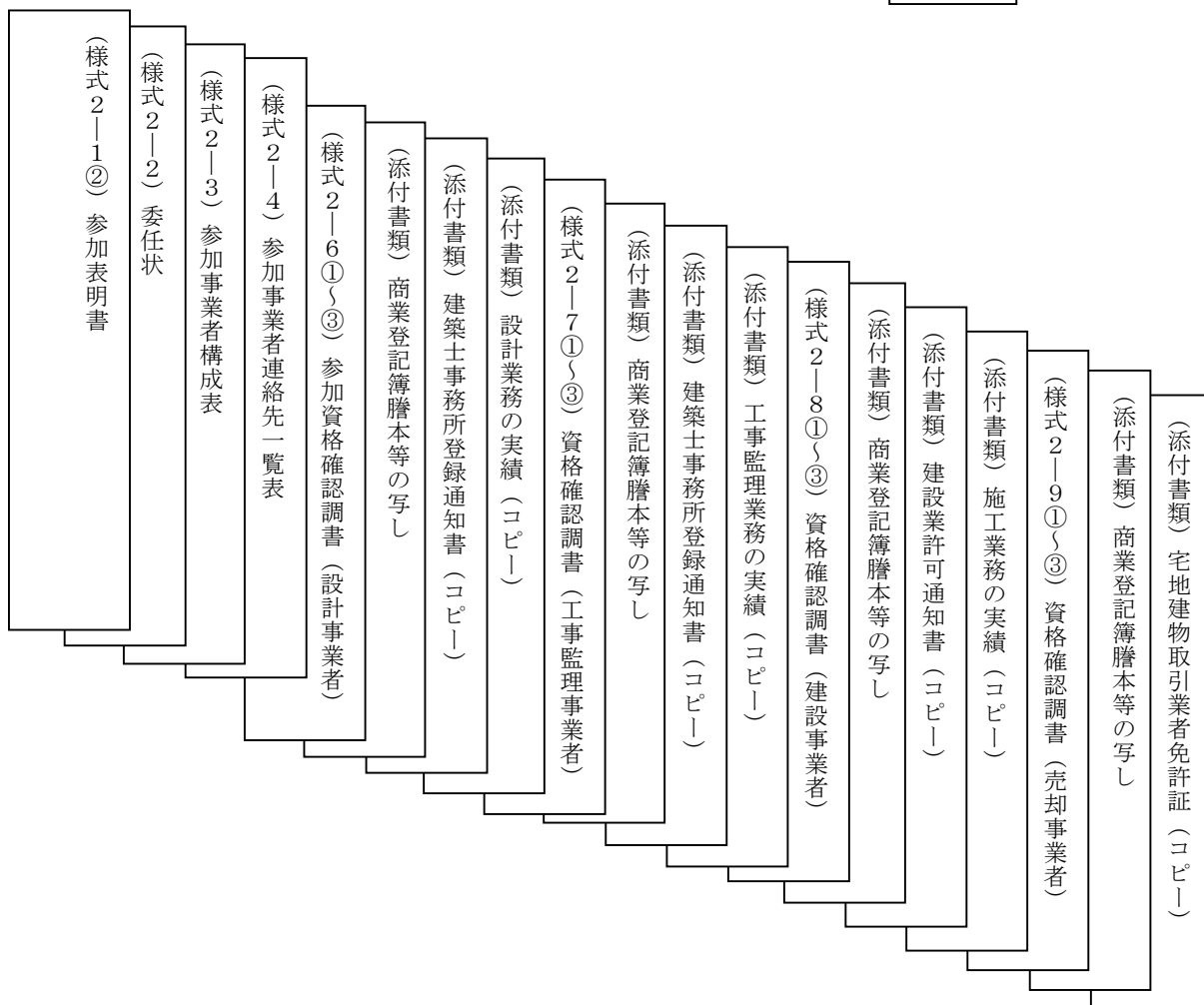
### 第3 応募資格の適格審査書類（参加表明書等）の綴じ方の例

- (1) 正本・副本のそれぞれでファイリングし、必要に応じて見出しラベルを貼付する。
- (2) 差し替えが容易にできるファイリング（左端にパンチ穴を開け、ファイルに綴じ込む等）とする。

#### 【単独事業者】の場合



#### 【連合体】の場合



## 第4 提出書類リスト

### 1 説明会及び質問

様式名称	様式番号	
	単独事業者	連合体
事業者募集要領等に関する説明会参加申込書	1-1	
参加表明に関する質問書	1-2	
事業者募集要領等に関する質問書	1-3	

### 2 応募資格の適格審査

様式名称	様式番号	
	単独事業者	連合体
参加表明書(単独事業者用、連合体用)	2-1①	2-1②
委任状	—	2-2
参加事業者構成表	—	2-3
参加事業者連絡先一覧表	—	2-4
参加資格確認調書(単独事業者)、各添付書類	2-5①～⑤	—
参加資格確認調書(設計事業者)、各添付書類	—	2-6①～③
参加資格確認調書(工事監理事業者)、各添付書類	—	2-7①～③
参加資格確認調書(建設事業者)、各添付書類	—	2-8①～③
参加資格確認調書(売買事業者)、各添付書類	—	2-9①～③

### 3 提案書

様式名称	様式番号	
	単独事業者	連合体
提案書提出書(単独事業者用、連合体用)	3-1①	3-1②
応募事業者の適格審査確認票	3-2	
住宅等の供給体制に関する提案	3-3①	
住まい、まちづくりに関する提案(全体計画)	3-3②、③ (A3版)	
住まい、まちづくりに関する提案(住棟・住戸計画)	3-3④ (A3版)	
【添付資料】団地配置図、住棟・住戸平面図、立面図、パース等	書式自由、A3版5枚程度	
施工計画に関する提案	3-3⑤	
建設工期・売買価格提案書	3-4①、②	
資金調達計画書	3-5	
事業工程表	3-6	

※この網掛けの欄は記入しないでください。以下同様。

(様式1-1)

令和 年 月 日

## 事業者募集要領等に関する説明会参加申込書

令和8年4月24日(金)開催予定の志賀町買取型復興公営住宅整備事業[志賀地域その2]に関する説明会への参加を申し込みます。

会社名	
所在地	
担当者名	
所属	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	
説明会参加者人数	

注:申込期間:令和8年4月20日(月)～令和8年4月23日(木)午後5時必着

【申込先:担当窓口】  
志賀町役場 まち整備課  
TEL: 0767-32-1111(内214)  
電子メールアドレス:[machiseibi@town.shika.lg.jp](mailto:machiseibi@town.shika.lg.jp)

## 参加表明に関する質問書

志賀町買取型復興公営住宅整備事業[志賀地域その2]の参加表明に関して、以下のとおり質問します。

提出者	会社名			
	所在地			
	担当者名			
	所属			
	電話番号			
	FAX番号			
	電子メールアドレス			
番号	区分	頁	事項	内容

注:1 欄が不足する場合は、複写して記入・提出すること。

注:2 提出期間:令和8年4月20日(月)~令和8年4月30日(木)午後5時必着

注:3 質問が複数ある場合には「番号」を振ること。公表した図書等に対する質問の場合は、「区分」に「事業者募集要領」等、「頁」に該当ページ、「事項」に当該ページの表題等を記載すること。

## 事業者募集要領等に関する質問書

志賀町買取型復興公営住宅整備事業[志賀地域その2]の募集要領等に関して、以下のとおり質問します。

提出者	会社名			
	所在地			
	担当者名			
	所属			
	電話番号			
	FAX番号			
	電子メールアドレス			
番号	区分	頁	事項	内容

注:1 欄が不足する場合は、複写して記入・提出すること。

注:2 提出期間:令和8年4月20日(月)~令和8年4月30日(木)午後5時必着

注:3 質問が複数ある場合には「番号」を振ること。公表した図書等に対する質問の場合は、「区分」に「事業者募集要領」等、「頁」に該当ページ、「事項」に当該ページの表題等を記載すること。

参加者番号:

(様式2-1①)【単独事業者】

令和 年 月 日

## 参加表明書（単独事業者）

志賀町長 稲岡 健太郎 様

提出者	商号又は名称	
	所在地	
	代表者氏名	印
連絡 担当者	所属	
	氏名	
	電話番号	
	(携帯電話等注:1)	
	E-mail	

※黄色に着色された枠内に必要事項を記入してください。以下同様。

志賀町買取型復興公営住宅整備事業[志賀地域その2]について、事業者募集要領に基づき参加することを表明します。

なお、本事業にかかる「事業者募集要領 第4 応募者の要件」に該当するものであること、並びに本書及び様式2-5の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

注:1 「携帯電話等」欄には、休日等においても連絡可能な番号を記載すること。

注:2 提出期間:令和8年4月20日(月)~令和8年5月8日(金)午後5時必着  
(簡易書留郵便による場合は、令和8年5月8日(金)必着)

## 参加表明書（連合体）

志賀町長 稲岡 健太郎 様

提出者	連 合 体 名	
	代 表 事 業 者	
	所 在 地 (代表者の本店所在地)	
	代 表 者 氏 名	印
連絡 担当者	所 属	
	氏 名	
	電 話 番 号 (携帯電話等注:1)	
	E - m a i l	

※黄色に着色された枠内に必要事項を記入してください。以下同様。

志賀町買取型復興公営住宅整備事業[志賀地域その2]について、事業者募集要領に基づき参加することを表明します。

なお、本事業にかかる「事業者募集要領 第4 応募者の要件」に該当するものであること、並びに本書及び様式2—3、2—4、2—6、2—7、2—8、2—9の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

注:1 「携帯電話等」欄には、休日等においても連絡可能な番号を記載すること。

注:2 提出期間:令和8年4月20日(月)～令和8年5月8日(金)午後5時必着  
(簡易書留郵便による場合は、令和8年5月8日(金)必着)

## 委任状

志賀町長 稲岡 健太郎 様

連合体構成事業者  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

連合体構成事業者  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

連合体構成事業者  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

私達は、下記の者に志賀町買取型復興公営住宅整備事業[志賀地域その2]に関する次の権限を委任します。

### 記

代表事業者(代理人)  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

代表事業者(代理人)応募書類等使用印鑑

印

### 委任事項

- 1 応募書類等の提出に関する事
- 2 町との連絡調整等に関する事

注:1 連合体構成事業者欄が不足する場合は、複写のうえ連続して記入すること。(複数頁可)

注:2 次の書類を添付すること。

- ・全事業者の商業登記簿謄本(又は現在事項全部証明書)の写し
  - ・全事業者の印の印鑑登録証明書の写し(発効日から3ヶ月以内のもの)
- ただし、個人事業者は商業登記簿謄本に代わる書類の提出は不要とする。

注:3 連合体構成等の事情を考慮し、1頁に1構成事業者の記名押印とすることは可とする。ただし、代表事業者はすべてに記名押印すること。

## 参加事業者構成表

### 1 代表事業者

代表事業者	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	

### 2 設計事業者及び工事監理事業者

<input type="checkbox"/> 設計事業者 <input type="checkbox"/> 工事監理事業者	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
<input type="checkbox"/> 設計事業者 <input type="checkbox"/> 工事監理事業者	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
<input type="checkbox"/> 設計事業者 <input type="checkbox"/> 工事監理事業者	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	

注：該当する業務にチェック（✓）を入れること。

### 3 建設事業者

建設事業者①	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
建設事業者②	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
建設事業者③	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	

### 4 売買事業者

宅地建物取引事業者	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
	免許証番号	免許( ) 号

注：欄が不足する場合は、複写のうえ記入すること(複数頁可)

### 参加事業者連絡先一覧表

代表事業者 構成事業者①	商号又は名称	
	担当者名	
	所属	
	所在地	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
構成事業者②	商号又は名称	
	担当者名	
	所属	
	所在地	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
構成事業者③	商号又は名称	
	担当者名	
	所属	
	所在地	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
構成事業者④	商号又は名称	
	担当者名	
	所属	
	所在地	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
構成事業者⑤	商号又は名称	
	担当者名	
	所属	
	所在地	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

注:欄が不足する場合は、複写のうえ記入すること。(複数頁可)

## 参加資格確認調書（単独事業者）

### 1 基本要件

#### (1) 設計・工事監理業に関する資格の確認

建築士事務所	名称		要件の適合 適・否
	所在地		
	一級建築士事務所、 二級建築士事務所 又は木造建築士事務所の別		
登録申請者	氏名又は名称		
	住所又は事務所所在地		
登録年月日	年 月 日		
登録番号			
有効期間	年 月 日から 令和 年 月 日まで		
建築士 在籍数	一級		—
	二級		

注:1 適否欄は参加者が○を付けること。

注:2 建築士法第23条の3第1項の規定に基づく建築士事務所登録通知書のコピーを添付すること。

#### (2) 建築工事業に関する資格の確認

商号又は名称		要件の適合 適・否
代表者氏名		
許可番号		
許可の有効期限		
建設業の種類		

注:1 適否欄は参加者が○を付けること。

注:2 建設業法第3条の規定に基づく建設業許可通知書のコピーを添付すること。

#### (3) 宅地建物取引業に関する資格の確認

商号又は名称			要件の適合 適・否
代表者氏名			
主たる事務所			
免許証番号			
有効期間	年 月 日から 令和 年 月 日まで		
専任の宅地 建物取引士	氏名		—
	登録番号		

注:1 適否欄は参加者が○を付けること。

注:2 宅地建物取引業法第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業者免許証及び同法第22条の2第1項に基づく宅地建物取引士証のコピーを添付すること。

## 2 主要業務の実績

### (1) 設計業務の実績

1	業 務 名				要件の適合 適・否
	工 事 場 所				
	建 築 主 名				
	延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	階 数		
	構 造		戸 数	戸	
	業 務 期 間	年 月 日から 令和 年 月 日まで			
	備 考				
2	業 務 名				要件の適合 適・否
	工 事 場 所				
	建 築 主 名				
	延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	階 数		
	構 造		戸 数	戸	
	業 務 期 間	年 月 日から 令和 年 月 日まで			
	備 考				

・平成 28 年1月1日から令和 7 年 12 月 31 日までの 10 年間の間に元請けとして受注し完了した、鉄骨造又はRC造の共同住宅(3階以上且つ15戸以上)の団地の新築設計業務の実績を記入すること。

注:1 適否欄は参加者が○を付けること。

注:2 記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料を添付すること。

(確認済証及び検査済証の写し、TECRIS実績の写し、契約書の写し等)

注:3 複数の実績は要しません。予備としての記入は可能です。

### (2) 工事監理業務の実績

1	業 務 名				要件の適合 適・否
	工 事 場 所				
	建 築 主 名				
	延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	階 数		
	構 造		戸 数	戸	
	業 務 期 間	年 月 日から 令和 年 月 日まで			
	備 考				
2	業 務 名				要件の適合 適・否
	工 事 場 所				
	建 築 主 名				
	延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	階 数		
	構 造		戸 数	戸	
	業 務 期 間	年 月 日から 令和 年 月 日まで			
	備 考				

・平成 28 年1月1日から令和 7 年 12 月 31 日までの 10 年間の間に元請けとして受注し完了した、鉄骨造又はRC造の共同住宅(3階以上且つ15戸以上)の団地の新築工事監理業務の実績を記入すること。

注:1 適否欄は参加者が○を付けること。

注:2 記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料を添付すること。

(確認済証及び検査済証の写し、TECRIS実績の写し、契約書の写し等)

注:3 複数の実績は要しません。予備としての記入は可能です。

## (3) 施工業務の実績

1	業 務 名				要件の適合 適・否
	工事場所				
	建築主名				
	延べ面積	m <sup>2</sup>	階 数		
	構 造		戸 数	戸	
	業務期間	年 月 日から 令和 年 月 日まで			
	備 考				
2	業 務 名				要件の適合 適・否
	工事場所				
	建築主名				
	延べ面積	m <sup>2</sup>	階 数		
	構 造		戸 数	戸	
	業務期間	年 月 日から 令和 年 月 日まで			
	備 考				

・平成 28 年1月1日から令和 7 年 12 月 31 日までの 10 年間の間に元請けとして受注し完了した、鉄骨造又はRC造の共同住宅(3階以上且つ15戸以上)の団地の新築施工業務の実績を記入すること。

注:1 適否欄は参加者が○を付けること。

注:2 記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料を添付すること。

(確認済証及び検査済証の写し、TECRIS実績の写し、契約書の写し等)

注:3 複数の実績は要しません。予備としての記入は可能です。

### 3 応募者の共通の資格要件

本事業にかかる「事業者募集要領」第4応募者の要件「1 共通要件(2) 応募者の共通の資格要件」を満たすことを誓約します。

資格要件の適合	応募者の共通の資格要件
適・否	ア 「成年被後見人」に該当しない
適・否	イ 「民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者」に該当しない
適・否	ウ 「被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない
適・否	エ 「民法第 17 条第1項の規定による契約締結に関する同権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない
適・否	オ 「営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない
適・否	カ 「破産法(平成 16 年6月2日法律第 75 号)第 256 条による復権の決定を受けていない者」に該当しない
適・否	キ 「地方自治法施行令第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者」に該当しない
適・否	ク 「建設業法第 28 条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けている者」に該当しない
適・否	ケ 「宅地建物取引業法第 65 条第2項又は第4項の規定による業務の停止命令を受けている者」に該当しない
適・否	コ 「建築士法第 26 条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者」に該当しない
適・否	サ 「会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(以下「更生手続開始の申立て」という。)をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第1項の更生計画の認可の決定があった場合を除く。」に該当しない
適・否	シ 「民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。」に該当しない
適・否	ス 「会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者」に該当しない
適・否	セ 「破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の破産手続開始の申立てをなされている者」に該当しない
適・否	ソ 「過去1年間の国税、地方税その他公租公課について滞納している者」に該当しない
適・否	タ 「志賀町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱の規定による競争入札参加資格の指名停止措置を受けている者」に該当しない
適・否	チ 「志賀町における令和7・8年度建設工事競争入札参加資格者以外の者であって、志賀町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に係る指名停止等措置基準の別表に掲げる行為(応募書類の受付日から当該別表に掲げる行為毎に、対応する期間を遡った日以後のものに限る。)を行った者」に該当しない
適・否	ツ 「志賀町暴力団排除条例(平成24年条例第1号))の規定による排除措置を受けている者」に該当しない

注:1 適否欄は参加者が○を付けること。

本事業にかかる「事業者募集要領」第4応募者の要件を確認する次の書類を添付してください。  
提出する添付資料のチェック欄にチェック(✓)を入れて、本様式も提出してください。

添付資料		チェック欄
様式 2-1① 関連	事業者の商業登記簿謄本(又は現在事項全部証明書)の写し	
	事業者の印鑑登録証明書の写し(発効日から3ヶ月以内のもの) ※ただし、個人事業者は商業登記簿謄本に代わる書類の提出は不要とする。	
	税に関し滞納がないことの証明等の書類を添付すること(納税証明書の写しの最新のを添付すること)。 添付する納税証明書の写しはコピーでも可とする。 1. 国税(税務署) 納税証明書交付請求書にて下記の交付を受け提出すること。 ・個人の場合:「証明書の種類(その3の2)」にて請求する「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないことの証明書 ・法人の場合:「証明書の種類(その3の3)」にて請求する「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないことの証明書 2. 県税(地域振興局) 納税証明書交付申請書にて下記の申請をし、交付を受け提出すること。 ・使用目的欄:「7その他」を○で囲み、カッコ内に「志賀町買取型復興公営住宅整備事業の応募」と記載する。 ・証明事項欄:「6県税に未納(課税)がないこと」を○で囲む。 3. 個人県民税(お町村) 個人(法人)県民税は住所を有する市町村が窓口となるので、必要な申請を行い、交付(滞納がないことの証明等)を受け提出すること。	
様式 2-5① 関連	(1)設計・工事監理業に関する資格を確認する資料:建築士法第23条の3第1項の規定に基づく建築士事務所登録通知書のコピー	
	(2)建築工事業に関する資格を確認する資料:建設業法第3条の規定に基づく建設業許可通知書のコピー	
	(3)宅地建物取引業に関する資格を確認する資料:宅地建物取引業法第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業者免許証及び同法第22条の2第1項に基づく宅地建物取引士証のコピー	
様式 2-5②③ 関連	(1)設計業務の実績を確認する資料	(様式2-5②、③)で記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料(確認済証及び検査済証の写し、TECRIS実績の写し、契約書の写し等)
	(2)工事監理業務の実績を確認する資料	
	(3)施工業務の実績を確認する資料	

## 参加資格確認調書（設計事業者）

## 1 基本要件

建築士事務所	名 称		要件の適合 適・否
	所 在 地		
	一級建築士事務所、 二級建築士事務所 又は木造建築士事務所の別		
登録申請者	氏名又は名称		
	住所又は事務所所在地		
登録年月日	年 月 日		
登録番号			
有効期間	年 月 日から 令和 年 月 日まで		
建築士在籍数	一 級		—
	二 級		

## 2 主要業務の実績

1	業 務 名				要件の適合 適・否
	工 事 場 所				
	建 築 主 名				
	延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	階 数		
	構 造		戸 数	戸	
	業 務 期 間	年 月 日から 令和 年 月 日まで			
	備 考				
2	業 務 名				要件の適合 適・否
	工 事 場 所				
	建 築 主 名				
	延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	階 数		
	構 造		戸 数	戸	
	業 務 期 間	〇〇 年 月 日から 令和 年 月 日まで			
	備 考				

・平成28年1月1日から令和7年12月31日までの10年間の間に元請けとして受注し完了した、鉄骨造又はRC造の共同住宅(3階以上且つ15戸以上)の団地の新築設計業務の実績を記入すること。

注:1 適否欄は参加者が○を付けること。

注:2 記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料を添付すること。

(確認済証及び検査済証の写し、TECRIS実績の写し、契約書の写し等)

注:3 複数の実績は要しません。予備としての記入は可能です。

### 3 応募者の共通の資格要件

本事業にかかる「事業者募集要領」第4応募者の要件「1 共通要件(2) 応募者の共通の資格要件」を満たすことを誓約します。

資格要件の適合	応募者の共通の資格要件
適・否	ア 「成年被後見人」に該当しない
適・否	イ 「民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者」に該当しない
適・否	ウ 「被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない
適・否	エ 「民法第 17 条第1項の規定による契約締結に関する同権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない
適・否	オ 「営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない
適・否	カ 「破産法(平成 16 年6月2日法律第 75 号)第 256 条による復権の決定を受けていない者」に該当しない
適・否	キ 「地方自治法施行令第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者」に該当しない
適・否	ク 「建設業法第 28 条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けている者」に該当しない
適・否	ケ 「宅地建物取引業法第 65 条第2項又は第4項の規定による業務の停止命令を受けている者」に該当しない
適・否	コ 「建築士法第 26 条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者」に該当しない
適・否	サ 「会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(以下「更生手続開始の申立て」という。)をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第1項の更生計画の認可の決定があった場合を除く。」に該当しない
適・否	シ 「民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。」に該当しない
適・否	ス 「会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者」に該当しない
適・否	セ 「破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の破産手続開始の申立てをなされている者」に該当しない
適・否	ソ 「過去1年間の国税、地方税その他公租公課について滞納している者」に該当しない
適・否	タ 「志賀町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱の規定による競争入札参加資格の指名停止措置を受けている者」に該当しない
適・否	チ 「志賀町における令和7・8年度建設工事競争入札参加資格者以外の者であって、志賀町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に係る指名停止等措置基準の別表に掲げる行為(応募書類の受付日から当該別表に掲げる行為毎に、対応する期間を遡った日以後のものに限る。)を行った者」に該当しない
適・否	ツ 「志賀町暴力団排除条例(平成24年条例第1号))の規定による排除措置を受けている者」に該当しない

注:1 適否欄は参加者が○を付けること。

本事業にかかる「事業者募集要領」第4応募者の要件を確認する次の書類を添付してください。  
提出する添付資料のチェック欄にチェック(✓)を入れて、本様式も提出してください。

添付資料	チェック欄
(1) 事業者の商業登記簿謄本(又は現在事項全部証明書)の写し	
(2) 事業者の印鑑登録証明書の写し(発効日から3ヶ月以内のもの) ※ただし、個人事業者は商業登記簿謄本に代わる書類の提出は不要とする。	
(3) 税に関し滞納がないことの証明等の書類を添付すること(納税証明書の写しの最新のものを添付すること)。 添付する納税証明書の写しはコピーでも可とする。 1. 国税(税務署) 納税証明書交付請求書にて下記の交付を受け提出すること。 ・個人の場合:「証明書の種類(その3の2)」にて請求する「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないことの証明書 ・法人の場合:「証明書の種類(その3の3)」にて請求する「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないことの証明書 2. 県税(地域振興局) 納税証明書交付申請書にて下記の申請をし、交付を受け提出すること。 ・使用目的欄:「7その他」を○で囲み、カッコ内に「志賀町買取型復興公営住宅整備事業の応募」と記載する。 ・証明事項欄:「6県税に未納(課税)がないこと」を○で囲む。 3. 個人県民税(市町村) 個人(法人)県民税は住所を有する市町村が窓口となるので、必要な申請を行い、交付(滞納がないことの証明等)を受け提出すること。	
(4) 設計・工事監理業に関する資格を確認する資料 建築士法第23条の3第1項の規定に基づく建築士事務所登録通知書のコピー	
(5) 設計・工事監理業の実績を確認する資料 (様式2-6①)で記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料(確認済証及び検査済証の写し、TECRIS実績の写し、契約書の写し等)	

## 参加資格確認調書（工事監理事業者）

## 1 基本要件

建築士事務所	名 称		要件の適合 適・否
	所 在 地		
	一級建築士事務所、 二級建築士事務所 又は木造建築士事務所の別		
登録申請者	氏名又は名称		
	住所又は事務所所在地		
登録年月日	年 月 日		
登録番号			
有効期間	年 月 日から 令和 年 月 日まで		
建築士在籍数	一 級		—
	二 級		

## 2 主要業務の実績

1	業 務 名				要件の適合 適・否
	工 事 場 所				
	建 築 主 名				
	延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	階 数		
	構 造		戸 数	戸	
	業 務 期 間	年 月 日から 令和 年 月 日まで			
	備 考				
2	業 務 名				要件の適合 適・否
	工 事 場 所				
	建 築 主 名				
	延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	階 数		
	構 造		戸 数	戸	
	業 務 期 間	年 月 日から 令和 年 月 日まで			
	備 考				

・平成28年1月1日から令和7年12月31日までの10年間の間に元請けとして受注し完了した、鉄骨造又はRC造の共同住宅(3階以上且つ15戸以上)の団地の新築工事監理業務の実績を記入すること。

注:1 適否欄は参加者が○を付けること。

注:2 記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料を添付すること。

(確認済証及び検査済証の写し、TECRIS実績の写し、契約書の写し等)

注:3 複数の実績は要しません。予備としての記入は可能です。

### 3 応募者の共通の資格要件

本事業にかかる「事業者募集要領」第4応募者の要件「1 共通要件(2) 応募者の共通の資格要件」を満たすことを誓約します。

資格要件の適合	応募者の共通の資格要件
適・否	ア 「成年被後見人」に該当しない
適・否	イ 「民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者」に該当しない
適・否	ウ 「被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない
適・否	エ 「民法第 17 条第1項の規定による契約締結に関する同権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない
適・否	オ 「営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない
適・否	カ 「破産法(平成 16 年6月2日法律第 75 号)第 256 条による復権の決定を受けていない者」に該当しない
適・否	キ 「地方自治法施行令第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者」に該当しない
適・否	ク 「建設業法第 28 条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けている者」に該当しない
適・否	ケ 「宅地建物取引業法第 65 条第2項又は第4項の規定による業務の停止命令を受けている者」に該当しない
適・否	コ 「建築士法第 26 条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者」に該当しない
適・否	サ 「会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(以下「更生手続開始の申立て」という。)をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第1項の更生計画の認可の決定があった場合を除く。」に該当しない
適・否	シ 「民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。」に該当しない
適・否	ス 「会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者」に該当しない
適・否	セ 「破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の破産手続開始の申立てをなされている者」に該当しない
適・否	ソ 「過去1年間の国税、地方税その他公租公課について滞納している者」に該当しない
適・否	タ 「志賀町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱の規定による競争入札参加資格の指名停止措置を受けている者」に該当しない
適・否	チ 「志賀町における令和7・8年度建設工事競争入札参加資格者以外の者であって、志賀町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に係る指名停止等措置基準の別表に掲げる行為(応募書類の受付日から当該別表に掲げる行為毎に、対応する期間を遡った日以後のものに限る。)を行った者」に該当しない
適・否	ツ 「志賀町暴力団排除条例(平成24年条例第1号))の規定による排除措置を受けている者」に該当しない

注:1 適否欄は参加者が○を付けること。

本事業にかかる「事業者募集要領」第4応募者の要件を確認する次の書類を添付してください。  
提出する添付資料のチェック欄にチェック(✓)を入れて、本様式も提出してください。

添付資料	チェック欄
(1) 事業者の商業登記簿謄本(又は現在事項全部証明書)の写し	
(2) 事業者の印鑑登録証明書の写し(発効日から3ヶ月以内のもの) ※ただし、個人事業者は商業登記簿謄本に代わる書類の提出は不要とする。	
(3) 税に関し滞納がないことの証明等の書類を添付すること(納税証明書の写しの最新のを添付すること)。 添付する納税証明書の写しはコピーでも可とする。 1. 国税(税務署) 納税証明書交付請求書にて下記の交付を受け提出すること。 ・個人の場合:「証明書の種類(その3の2)」にて請求する「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないことの証明書 ・法人の場合:「証明書の種類(その3の3)」にて請求する「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないことの証明書 2. 県税(地域振興局) 納税証明書交付申請書にて下記の申請をし、交付を受け提出すること。 ・使用目的欄:「7その他」を○で囲み、カッコ内に「志賀町買取型復興公営住宅整備事業の応募」と記載する。 ・証明事項欄:「6県税に未納(課税)がないこと」を○で囲む。 3. 個人県民税(市町村) 個人(法人)県民税は住所を有する市町村が窓口となるので、必要な申請を行い、交付(滞納がないことの証明等)を受け提出すること。	
(4) 設計・工事監理業に関する資格を確認する資料 建築士法第23条の3第1項の規定に基づく建築士事務所登録通知書のコピー	
(5) 設計・工事監理業務の実績を確認する資料 (様式2-7①)で記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料(確認済証及び検査済証の写し、TECRIS実績の写し、契約書の写し等)	

## 参加資格確認調書（建設事業者）

### 1 基本要件

商号又は名称		要件の適合  適・否
代表者氏名		
許可番号		
許可の有効期限		
建設業の種類		

### 2 主要業務の実績

1	業務名				要件の適合  適・否
	工事場所				
	建築主名				
	延べ面積	m <sup>2</sup>	階数		
	構造		戸数	戸	
	業務期間	年 月 日から 令和 年 月 日まで			
	備考				
2	業務名				要件の適合  適・否
	工事場所				
	建築主名				
	延べ面積	m <sup>2</sup>	階数		
	構造		戸数	戸	
	業務期間	年 月 日から 令和 年 月 日まで			
	備考				

・平成28年1月1日から令和7年12月31日までの10年間の間に元請けとして受注し完了した、鉄骨造又はRC造の共同住宅(3階以上且つ15戸以上)の団地の新築施工業務の実績を記入すること。

注:1 適否欄は参加者が○を付けること。

注:2 記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料を添付すること。

(確認済証及び検査済証の写し、TECRIS実績の写し、契約書の写し等)

注:3 構成事業者ごとに、複写のうえ記入すること。(複数頁可)

注:4 複数の実績は要しません。予備としての記入は可能です。

### 3 応募者の共通の資格要件

本事業にかかる「事業者募集要領」第4応募者の要件「1 共通要件(2) 応募者の共通の資格要件」を満たすことを誓約します。

資格要件の適合	応募者の共通の資格要件
適・否	ア 「成年被後見人」に該当しない
適・否	イ 「民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者」に該当しない
適・否	ウ 「被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない
適・否	エ 「民法第 17 条第1項の規定による契約締結に関する同権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない
適・否	オ 「営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない
適・否	カ 「破産法(平成 16 年6月2日法律第 75 号)第 256 条による復権の決定を受けていない者」に該当しない
適・否	キ 「地方自治法施行令第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者」に該当しない
適・否	ク 「建設業法第 28 条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けている者」に該当しない
適・否	ケ 「宅地建物取引業法第 65 条第2項又は第4項の規定による業務の停止命令を受けている者」に該当しない
適・否	コ 「建築士法第 26 条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者」に該当しない
適・否	サ 「会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(以下「更生手続開始の申立て」という。)をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第1項の更生計画の認可の決定があった場合を除く。」に該当しない
適・否	シ 「民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。」に該当しない
適・否	ス 「会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者」に該当しない
適・否	セ 「破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の破産手続開始の申立てをなされている者」に該当しない
適・否	ソ 「過去1年間の国税、地方税その他公租公課について滞納している者」に該当しない
適・否	タ 「志賀町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱の規定による競争入札参加資格の指名停止措置を受けている者」に該当しない
適・否	チ 「志賀町における令和7・8年度建設工事競争入札参加資格者以外の者であって、志賀町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に係る指名停止等措置基準の別表に掲げる行為(応募書類の受付日から当該別表に掲げる行為毎に、対応する期間を遡った日以後のものに限る。)を行った者」に該当しない
適・否	ツ 「志賀町暴力団排除条例(平成24年条例第1号))の規定による排除措置を受けている者」に該当しない

注:1 適否欄は参加者が○を付けること。

本事業にかかる「事業者募集要領」第4応募者の要件を確認する次の書類を添付してください。  
提出する添付資料のチェック欄にチェック(✓)を入れて、本様式も提出してください。

添付資料	チェック欄
(1) 事業者の商業登記簿謄本(又は現在事項全部証明書)の写し	
(2) 事業者の印鑑登録証明書の写し(発効日から3ヶ月以内のもの) ※ただし、個人事業者は商業登記簿謄本に代わる書類の提出は不要とする。	
(3) 税に関し滞納がないことの証明等の書類を添付すること(納税証明書の写しの最新のものを添付すること)。 添付する納税証明書の写しはコピーでも可とする。 1. 国税(税務署) 納税証明書交付請求書にて下記の交付を受け提出すること。 ・個人の場合:「証明書の種類(その3の2)」にて請求する「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないことの証明書 ・法人の場合:「証明書の種類(その3の3)」にて請求する「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないことの証明書 2. 県税(地域振興局) 納税証明書交付申請書にて下記の申請をし、交付を受け提出すること。 ・使用目的欄:「7その他」を○で囲み、カッコ内に「志賀町買取型復興公営住宅整備事業の応募」と記載する。 ・証明事項欄:「6県税に未納(課税)がないこと」を○で囲む。 3. 個人県民税(市町村) 個人(法人)県民税は住所を有する市町村が窓口となるので、必要な申請を行い、交付(滞納がないことの証明等)を受け提出すること。	
(4) 建築工事業に関する資格を確認する資料 建設業法第3条の規定に基づく建設業許可通知書のコピー	
(5) 建築工事業の実績を確認する資料 (様式2-8①)で記載した主要業務の実績が、明確かつ容易に確認出来る資料(確認済証及び検査済証の写し、TECRIS実績の写し、契約書の写し等	

## 参加資格確認調書（売買事業者）

### 1 基本要件

商号又は名称			要件の適合 適・否
代表者氏名			
主たる事務所			
免許証番号			
有効期間	年 月 日から 令和 年 月 日まで		—
専任の宅地 建物取引士	氏名		
	登録番号		

注:1 適否欄は参加者が○を付けること。

注:2 宅地建物取引業法第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業者免許証及び同法第22条の2第1項に基づく宅地建物取引士証のコピーを添付すること。

## 2 応募者の共通の資格要件

本事業にかかる「事業者募集要領」第4応募者の要件「1 共通要件(2) 応募者の共通の資格要件」を満たすことを誓約します。

資格要件の適合	応募者の共通の資格要件
適・否	ア 「成年被後見人」に該当しない
適・否	イ 「民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者」に該当しない
適・否	ウ 「被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない
適・否	エ 「民法第 17 条第1項の規定による契約締結に関する同権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない
適・否	オ 「営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない
適・否	カ 「破産法(平成 16 年6月2日法律第 75 号)第 256 条による復権の決定を受けていない者」に該当しない
適・否	キ 「地方自治法施行令第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者」に該当しない
適・否	ク 「建設業法第 28 条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けている者」に該当しない
適・否	ケ 「宅地建物取引業法第 65 条第2項又は第4項の規定による業務の停止命令を受けている者」に該当しない
適・否	コ 「建築士法第 26 条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者」に該当しない
適・否	サ 「会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(以下「更生手続開始の申立て」という。)をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第1項の更生計画の認可の決定があった場合を除く。」に該当しない
適・否	シ 「民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。」に該当しない
適・否	ス 「会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者」に該当しない
適・否	セ 「破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の破産手続開始の申立てをなされている者」に該当しない
適・否	ソ 「過去1年間の国税、地方税その他公租公課について滞納している者」に該当しない
適・否	タ 「志賀町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱の規定による競争入札参加資格の指名停止措置を受けている者」に該当しない
適・否	チ 「志賀町における令和7・8年度建設工事競争入札参加資格者以外の者であって、志賀町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に係る指名停止等措置基準の別表に掲げる行為(応募書類の受付日から当該別表に掲げる行為毎に、対応する期間を遡った日以後のものに限る。)を行った者」に該当しない
適・否	ツ 「志賀町暴力団排除条例(平成24年条例第1号))の規定による排除措置を受けている者」に該当しない

注:1 適否欄は参加者がチェックすること。

本事業にかかる「事業者募集要領」第4応募者の要件を確認する次の書類を添付してください。  
提出する添付資料のチェック欄にチェック(✓)を入れて、本様式も提出してください。

添付資料	チェック欄
(1) 事業者の商業登記簿謄本(又は現在事項全部証明書)の写し	
(2) 事業者の印鑑登録証明書の写し(発効日から3ヶ月以内のもの) ※ただし、個人事業者は商業登記簿謄本に代わる書類の提出は不要とする。	
(3) 税に関し滞納がないことの証明等の書類を添付すること(納税証明書の写しの最新のものを添付すること)。 添付する納税証明書の写しはコピーでも可とする。 1. 国税(税務署) 納税証明書交付請求書にて下記の交付を受け提出すること。 ・個人の場合:「証明書の種類(その3の2)」にて請求する「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないことの証明書 ・法人の場合:「証明書の種類(その3の3)」にて請求する「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないことの証明書 2. 県税(地域振興局) 納税証明書交付申請書にて下記の申請をし、交付を受け提出すること。 ・使用目的欄:「7その他」を○で囲み、カッコ内に「志賀町買取型復興公営住宅整備事業の応募」と記載する。 ・証明事項欄:「6県税に未納(課税)がないこと」を○で囲む。 3. 個人県民税(市町村) 個人(法人)県民税は住所を有する市町村が窓口となるので、必要な申請を行い、交付(滞納がないことの証明等)を受け提出すること。	
(4) 宅地建物取引業に関する資格を確認する資料 宅地建物取引業法第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業者免許証及び同法第22条の2第1項に基づく宅地建物取引士証のコピー	

## 提案書提出書（単独事業者）

令和 年 月 日

志賀町長 稲岡 健太郎 様

提出者	商号又は名称	
	所在地	
	代表者氏名	印
連絡担当者	所属	
	氏名	
	電話番号	
	(携帯電話等注:1)	
	E-mail	

※黄色に着色された枠内に必要事項を記入してください。以下同様。

志賀町買取型復興公営住宅整備事業[志賀地域その2]について、事業者募集要領に基づき別添のとおり提案書を提出します。

注:1 「携帯電話等」欄には、休日等において連絡可能な番号を記載すること。

注:2 提出期間:令和8年5月12日(火)~令和8年6月8日(月)午後5時必着  
(簡易書留郵便による場合は、令和8年6月8日(月)必着)

参加者番号:

(様式3-1②)【連合体】

## 提案書提出書（連合体）

令和 年 月 日

志賀町長 稲岡 健太郎 様

提出者	連合体名	
	代表事業者	
	所在地 (代表者の本店所在地)	
	代表者氏名	印
連絡担当者	所属	
	氏名	
	電話番号 (携帯電話等注:1)	
	E-mail	

※黄色に着色された枠内に必要事項を記入してください。以下同様。

志賀町買取型復興公営住宅整備事業[志賀地域その2]について、事業者募集要領に基づき別添のとおり提案書を提出します。

注:1 「携帯電話等」欄には、休日等において連絡可能な番号を記載すること。

注:2 提出期間:令和8年5月12日(火)~令和8年6月8日(月)午後5時必着  
(簡易書留郵便による場合は、令和8年6月8日(月)必着)

## 応募事業者の適格審査確認票

提案事業者が要件を満たしていることを確認し、チェック(✓)を記入してください。

全項目に記入できない場合は、失格となります。

適格審査確認項目		チェック欄	
(1) 基本的 事項の 適格審査	ア 公営住宅の 要求水準	●「志賀町復興公営住宅等設計標準」を満たす提案である	
		●「志賀町買取型復興公営住宅整備事業 事業者募集要領」第2 募集の内容の「2-2 地区の整備方針」を満たす提案である	
		●「志賀町買取型復興公営住宅整備事業 事業者募集要領」第2 募集の内容の「2-4 設計条件」を満たす提案である	
		●「志賀町買取型復興公営住宅整備事業 事業者募集要領」第2 募集の内容の「2-5 要求性能水準等」を満たす提案である	
	イ 関連法規への 適合性	●都市計画法、建築基準法等の規定に対して、重大な不適合箇所がない提案である	
ウ その他	●事業の基本的な部分に関して、重大な不適合箇所がない提案である		
(2) 事業工程の適格審査	●「志賀町買取型復興公営住宅整備事業 事業者募集要領」で提示した事業スケジュールの期間以内に収まっている提案である		
(3) 売買価格の適格審査	●「志賀町買取型復興公営住宅整備事業 事業者募集要領」【別表2】で提示した住宅の売買価格以下に収まっている提案である		
(4) 資金調達の適格審査	●自己資金及び銀行等からの融資など、事業期間中の資金調達が適切な計画である		

## 定性的事項提案書類

## ① 住宅等の供給体制に関する提案

## (注意事項)

※本様式の作成に当たっては、この注意事項の欄を削除すること。

※記載する前に、「事業者審査基準」の「3-3 第2段階審査」の内容を確認すること

- 「① 住宅等の供給体制に関する提案」(様式3-3①)はA4版タテ1枚以内に収めること。記載する文字の大きさは10ポイント以上とすること。
- 「① 住宅等供給体制に関する提案」を評価する「3つの視点」
  - ① 県内の住宅生産者が連携した具体的な供給体制であること
  - ② 堅実な事業推進体制が具体的に確保されていること
  - ③ 資材・人材調達計画、資産計画が具体的で適切であることこれらの視点毎に内容を書き分ける等、簡潔明瞭に記入すること。
- 文章だけでなく、組織体制図等も使用可とする。
- 直近の経営事項審査における建築工事業の完成工事高を記載すること。  
併せて、経営事項審査の総合評定値通知書の写しを正本に添付すること。  
(副本に経営事項審査の総合評定値通知書の写しは添付しないこと)

## 定性的事項提案書類 ②住まい・まちづくりに関する提案(全体計画 その1)

(注意事項)

※本様式の作成に当たっては、この注意事項の欄を削除すること。

※記載する前に、「事業者審査基準」の「3-3 第2段階審査」の内容を確認すること

○「②住まい・まちづくりに関する提案(全体計画)」(様式3-3②と様式3-3③)はA3版2枚ヨコ以内に収めること。記載する文字の大きさは10ポイント以上とすること。

○団地の全体計画の考え方<sup>\*</sup>について、次の4つの評価の視点に基づき提案すること。

- ①「災害に強い生活再建を支える住まいづくり」を実現できる提案であること
- ②「被災世帯の多様な属性を踏まえた住まいづくり」を実現できる提案であること
- ③「地域のコミュニティの構築、将来につながる住まいづくり」を実現できる提案であること
- ④「地域特性やまちの特徴を生かした住まいづくり」を実現できる提案であること

※住棟配置、宅地内道路・歩行者動線計画、外構空間や共用空間、(集会所の設置を求める地区の場合)集会所の計画  
(簡潔明瞭記載するため、視点毎に提案内容を書き分け、箇条書きにする等、工夫する)

○文章を補完するための写真、イラスト、図、模型写真等も使用可とする。

※様式3-3②、様式3-3③、様式3-3④とは別に、団地配置図、住棟・住戸平面図、立面図、パース等を添付すること(A3版で5枚程度 書式は自由)

## 定性的事項提案書類 ② 住まい・まちづくりに関する提案(全体計画 その2)

(注意事項)

※本様式の作成に当たっては、この注意事項の欄を削除すること。

※記載する前に、「事業者審査基準」の「3-3 第2段階審査」の内容を確認すること

○「② 住まい・まちづくりに関する提案(全体計画)」(様式3-3②と様式3-3③)はA3版2枚ヨコ以内に収めること。記載する文字の大きさは10ポイント以上とすること。

○団地の全体計画の考え方\*について、次の4つの評価の視点に基づき提案すること。

- ①「災害に強い生活再建を支える住まいづくり」を実現できる提案であること
- ②「被災世帯の多様な属性を踏まえた住まいづくり」を実現できる提案であること
- ③「地域のコミュニティの構築、将来につながる住まいづくり」を実現できる提案であること
- ④「地域特性やまちの特徴を生かした住まいづくり」を実現できる提案であること

※住棟配置、宅地内道路・歩行者動線計画、外構空間や共用空間、(集会所の設置を求める地区の場合)集会所の計画  
(簡潔明瞭記載するため、視点毎に提案内容を書き分け、箇条書きにする等、工夫する)

○文章を補完するための写真、イラスト、図、模型写真等も使用可とする。

※様式3-3②、様式3-3③、様式3-3④とは別に、団地配置図、住棟・住戸平面図、立面図、パース等を添付すること(A3版で5枚程度 書式は自由)

## 定性的事項提案書類 ② 住まい・まちづくりに関する提案(住棟・住戸計画)

## (注意事項)

※本様式の作成に当たっては、この注意事項の欄を削除すること。

※記載する前に、「事業者審査基準」の「3-3 第2段階審査」の内容を確認すること

○「② 住まい・まちづくりに関する提案(住棟・住戸計画)」(様式3-3④はA3版1ヨコ以内に収めること。  
する文字の大きさは10ポイント以上とすること。

○団地の全体計画の考え方※について、次の4つの評価の視点に基づき提案すること。

- ①「災害に強い生活再建を支える住まいづくり」を実現できる提案であること
- ②「被災世帯の多様な属性を踏まえた住まいづくり」を実現できる提案であること
- ③「地域のコミュニティの構築、将来につながる住まいづくり」を実現できる提案であること
- ④「地域特性やまちの特徴を生かした住まいづくり」を実現できる提案であること

※住棟配置、宅地内道路・歩行者動線計画、外構空間や共用空間、(集会所の設置を求める地区の場合)集会所の計画  
(簡潔明瞭記載するため、視点毎に提案内容を書き分け、箇条書きにする等、工夫する)

○文章を補完するための写真、イラスト、図、模型写真等も使用可とする。

※様式3-3②、様式3-3③、様式3-3④とは別に、団地配置図、住棟・住戸平面  
図、立面図、パース等を添付すること(A3版で5枚程度 書式は自由)

## 定性的事項提案書類

## ③ 施工計画に関する提案

## (注意事項)

※本様式の作成に当たっては、この注意事項の欄を削除すること。

※記載する前に、「事業者審査基準」の「第3-3 第2段階審査」の内容を確認すること

- 「③ 施工計画に関する提案」(様式3-3⑤)はA4版タテ1枚以内に収めること。記載する文字の大きさは10ポイント以上とすること。
- 「③ 施工計画に関する提案」を評価する「3つの視点」
  - ① 提案した工期の遵守、工期短縮化のための具体的な提案、工事監理における品質保持をするための具体的な提案であること
  - ② 売買価格を抑え、要求水準等に応えるための具体的な提案であること
  - ③ 施工中の安全対策、施工期間中の周辺地域に配慮した提案であること  
(事故防止、騒音等対策への) 具体的な提案が明確にわかるように、視点毎に内容を書き分ける等、簡潔明瞭に記入すること。
- 文章だけでなく、概念図等も使用可とする。

## 建設工期・売買価格提案書 [富来地域その2]

### 1 住宅等の建設工期

<b>建設工期</b> (様式3-6事業工程表と整合させること)	令和    年    月    日限り
-------------------------------------	---------------------

注:1 【建設工期】=【①事業者着手日】～【②完成検査が完了する日】まで

① 事業者着手日:選定事業者決定予定日 (令和8年6月23日(火))

②完成検査が完了する日:基本協定書(案)第23条第1項に基づく

注:2 売買契約の際に工期の根拠となるため、実現可能な建設工期を記入すること

注:3 売買契約の締結は、町議会の議決が必要となるため、設計確認から売買契約までは、30日程度の期間を見込み、建設工期を提案すること(様式3-6「事業工程表」にこの期間を明示すること)

注:4 様式3-6「事業工程表」と整合させるもの

地質調査等、設計(基本設計及び実施設計)、建築確認、住宅性能評価(住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の規定に基づく設計及び建設住宅性能評価)、その他本事業に係るすべての審査等に要する期間を含む。

注:5 地縄張り作業や丁張り作業、仮設物(仮設トイレ・仮設事務所・仮囲い等)設置作業期間及び年末年始等の休日を含む。

注:6 労働基準法及び働き方改革関連法に基づいた建設工期を提案すること。

### 2 住宅等の売買価格

<b>住宅等の売買価格</b>	円
-----------------	---

注:1 住宅等の売買価格は、様式3-4②の「【A】住宅本体工事等の売買価格内訳」と「【B】その他整備費の売買価格内訳」の合計とすること。

注:2 売買価格は、住宅本体工事等の売買価格及びその他整備費の売買価格を参考とし、町と選定事業者で協議のうえ、売買契約締結までに確定するものとする。

**建設工期・売買価格提案書**  
[志賀地域その2]

## 【A】住宅本体工事等の売買価格 内訳

事 項	売買価格(円) (消費税含む)	備 考	
<b>① 設計・工事監理費</b>			
① 敷地整備(造成)設計	円	注1	
② 基本・実施設計	円		
③ 工事監理費	円		
④ その他	円		
主な内容			
小 計(①+②+③+④+⑤)	円		
<b>② 住宅新築工事費</b>			
① 建築工事	円	注2	
② 電気設備工事	円		
③ 機械設備工事	円		
④ その他工事	円		
主な内容			
(参考)算出根拠	1戸当たり平均床面積		㎡
⑤ 住宅の杭 又は地盤改良工事費	円		
小 計(①+②+③+④+⑤)	円		
<b>合 計 (①+②)</b>	円		

注:1 事業者募集要領【別表2】提案上限額の「① 設計・工事監理費」を提案上限額とする。

注:2 事業者募集要領【別表2】提案上限額の「② 住宅新築工事費」を提案上限額とする。

【B】 その他整備費の売買価格 内訳

事 項		売買価格(円) (消費税含む)	備 考
<b>③</b> 宅地造成工事費、上下水道工事費			
	① 宅地造成工事費	円	注3
	② 上下水道工事費	円	
<b>④</b> 外構工事費		円	注4
<b>⑤</b> その他		円	注5
主な内容			
合 計(③+④+⑤)		円	

注:3 事業者募集要領【別表2】提案上限額の「③ 宅地造成工事費、上下水道工事費」を提案上限額とする。

注:4 事業者募集要領【別表2】提案上限額の「④ 外構工事費」を提案上限額とする。

注:5 事業者募集要領【別表2】提案上限額の「⑤ その他」を提案上限額とする。

## 資金調達計画書

### [志賀地域その2]

(単位:円)

事業資金 調達内訳 (円)	事業費総額	
	自己資金	
	借入金	
	その他	
	合計	
上記借入金 調達予定先 ①	所在地	
	商号又は名称	
	調達予定額	
	担当者(役職等)	
	電話番号	
上記借入金 調達予定先 ②	所在地	
	商号又は名称	
	調達予定額	
	担当者(役職等)	
	電話番号	

注:1 調達予定先が2以上ある場合には、適時行を追加して記載すること。(複数頁可。)

注:2 自己資金については、預金残高証明等、自己資金残高を示すものを本様式に添付すること。

なお、副本にはコピーを添付すること。

注:3 資金調達は、単独事業者又は連合体としての調達とする。

注:4 資金調達予定先からの融資承諾書(融資証明依頼書)の提出を求める。また、審査段階で、調達予定先への確認を行うこともある。

事業工程表[志賀地域その2]

(様式3-6) [第2段階審査]

項目		年月		令和8年度										令和9年度									
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査設計	宅地造成設計																						
	建物(基本)																						
	建物(実施)																						
工事	建築																						
	宅地造成 上下水道																						
申請・検査	開発許可 申請																						
	建築確認 申請																						
	住宅性能 評価																						
	完成検査																						

注:1 各項目の実施期間を実線で示し、日付を明示すること。また、各種申請、検査、工事着手、完了時期等を明示すること。

注:2 様式3-4①で提案する「建設工期」と整合させること。なお、建設工期は、事業着手日から基本協定書(案)第23条第1項の完成検査が完了するまでであり、基本協定書(案)第24条の買取検査(住宅等の引渡し)が完了するまでではないので、注意すること。

注:3 売買契約の締結は、町議会の議決が必要となるため、設計確認から売買契約までは、30日程度の期間を見込み、この期間を明示すること。

注:4 各項目は例示であり、適宜欄を追加し、参加者の提案に応じた内容とすること。

注:5 A4版で横1枚に整理すること。